自由民主党総裁・高市早苗様
自由民主党安全保障調査会長・浜田靖一様

防衛装備移転三原則に関わる運用指針の見直し
＝殺傷武器輸出全面解禁の提言に抗議し、撤回を求めます

2026 年 3 月 4 日
日本平和委員会、武器取引反対ネットワーク

自民党安保調査会は 2 月 25 日、「防衛装備移転三原則に関わる運用指針の見直し（いわゆる 5 類型の見直し）に関する提言」をまとめ、来週にも与党案として政府に提言し、政府はこれを受けて 3 月中にも運用指針の見直し＝殺傷武器の輸出の全面的解禁を国家安全保障会議で決定しようとしています。

今回の運用指針の見直しは、国産武器完成品の輸出対象を「5 類型」（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定してきた制約を取り払い、戦闘機、護衛艦、潜水艦、ミサイルなど、直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする武器の輸出を全面的にできるようにするものに他なりません。また、他国と共同開発・生産される殺傷武器についても、日英伊共同開発の次期戦闘機だけではなく、今後はすべてを第三国に輸出できるようにするとしています。

これはまさに、殺傷武器の輸出を制限なく行えるようにし、文字通り「死の商人」国家への道に突き進む以外の何物でもありません。殺傷武器の輸出で儲け、世界の軍拡競争を促進し、紛争を助長する国づくりへと突き進むこのような道は、戦争と戦力を放棄し、全世界の人々の「平和のうちに生存する権利」を実現することを目指す日本国憲法の立場と相容れないものです。自民党はこれを撤回し、武器輸出拡大の政策を直ちに中止すべきです。

提言は、殺傷・破壊能力のない防衛装備品＝「非武器」については輸出先に制約を設けないとしています。無人偵察機など、殺傷を伴う軍事作戦に不可欠な偵察・通信・防護などの装備品はどんな国にも輸出し、戦争の手助けをできることになります。これ自体が問題であり、中止すべきです。

殺傷・破壊能力を有する「武器」については、輸出先を国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束（防衛装備品・技術移転協定）の締約国に限定するとしています。しかし、その締約国のひとつである米国は、歴史的に、そして現在も、国連憲章と国際法を踏みにじる無法な軍事行動を繰り広げ、多数の人命を奪っており、日本の殺傷武器が無法な戦争に使われる危険を否定することはできません。

また、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への輸出は「原則不可」としながらも、「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」には、「現に戦闘が行われている」国にも輸出可能としています。しかも、米国政府は頻繁に海外での武力攻撃を繰り返していますが、日本政府は米国を「現に戦闘が行われていない」などと強弁し続けています。

こうした点で、この運用指針の見直しでは、日本が輸出した殺傷武器が実際の戦争に投入され、他国の市民の命を奪う危険があると言わなければなりません。私たちは、日本を文字通り「死の商人」国家へと根本から変質させるこの提言の撤回を求めます。